



熊本県公報

第13056号
令和3年(2021年)
8月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○造成宅地防災区域の指定の解除……………	(建築課) 1
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
○道路の区域変更……………	(〃) 2
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 3
○保安林の指定に関する予定……………	(〃) 4
○〔高校教育課〕レーザー加工機一式13組の競争入札参加資格等……………	(管理調達課) 4
○令和3年9月熊本県議会定例会の招集……………	(財政課) 5
公 告	
○道路の位置の指定……………	(建築課) 5
○農用地利用配分計画の認可……………	(農地・担い手支援課) 5
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 5
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 6
○肥料登録有効期間更新……………	(農業技術課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………	(商工振興金融課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 8
○〔高校教育課〕レーザー加工機一式13組の一般競争入札の実施……………	(管理調達課) 8
登 載 依 頼	
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県立美術館分館)……………	(文化課) 12
○玉名平野遺跡群(第3次)埋蔵文化財発掘調査補助業務に係る一般競争入札参加資格等……………	(〃) 14

告 示

熊本県告示第735号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年(2017年)10月10日熊本県告示第882号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 滝尾地区(玉虫住宅 北ブロック)造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字滝尾字谷ノ口6243番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番5の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番6、6243番7、6243番8、6243番9、6243番10、6243番11、6243番12、6243番13、6243番14、6243番15、6243番17、6243番19、6243番20、6243番21、6243番22、6243番23、6243番24、6243番25、6243番27の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番28の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番32、6243番34、6243番49、6243番50、6243番51、6243番52、6243番53
上益城郡御船町大字滝尾字上ノ釣6257番1の一部(次の図に示す部分に限る。)
6257番3、6257番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、6257番6、6257番7、6257番8、6257番9、6257番10、6257番11、6257番12、6257番13、6257番14、6257番15、6257番16、6257番17、6257番18、6257番19、6257番20、6257番21、6257番22、6257番23、6257番24、6257番25、6257番26、6257番27、6257番28、6257番29、6257番30、6257番31、6257番32、6257番33、6257番34、6257番35、

6 2 5 7 番 3 6、6 2 5 7 番 3 7、6 2 5 7 番 3 8、6 2 5 7 番 3 9、6 2 5 7 番 4 0、6 2 5 7 番 4 1、6 2 5 7 番 4 2、6 2 5 7 番 4 6、6 2 8 9 番 1 の一部（次の図に示す部分に限る。）、6 2 5 7 番 1 地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

- 2 滝尾地区（玉虫住宅 南ブロック）造成宅地防災区域
上益城郡御船町大字滝尾字六反田6486番1の一部（次の図に示す部分に限る。）

- ### 3 滝尾地区（御船台団地）造成宅地防災区域

[illegible]

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第736号

昭和三十七年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）8月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字錦野字前田 9 7 番 1 地先から 同所 1 3 9 番 2 地先まで	前	3.9 ～ 10.0	322.5	防安交 (改築))
			後	10.4 ～ 12.9	322.5	

- 2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)8月27日

熊本県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。